

障害乳幼児の療育に

応益負担を持ち込ませない会

No. 48

会報

編集／〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション

編集発行責任者／池添 素 rakuraku@ma3.seikyuu.ne.jp

持ち込ませない会 HP <http://www.nainet.or.jp/news/opinion/child/index.html>

発行：2022年8月1日

目次

- 1P … 金閣寺
- 2P … 私たちは、発達への権利の保障を求めつづけます
- 3～4P … 2024年度「こども家庭センター」設置に向けて
- 5P … 今後の乳幼児施策の行方は？
- 6P … よかネットあいち報告集完成＆全通連全国大会お知らせ
- 7P … 声明 暴力・監禁は「療育」ではない
- 8P … 8月28日相談活動セミナーのおしらせ



金閣寺

スマホに流れたニュースを見てびっくりしました。福岡市内にあるNPO法人で障害児の「療育」や「生活改善」のために暴力をふるい、骨折などのケガを負わせと、理事長などが逮捕されたニュースです。衝撃の内容に「療育」の文字が入っていることにも驚きでした。暴力や監禁は、療育から最も遠いところにある言葉だと思っ
てきたのに、強度行動障害の行動変容のため
の手段に療育が使われていることは、ほってお
けません。「持ち込ませない会」としての声明を
掲載しました。療育は子どもの発達する権利を
保障する大切な取り組みです。今一度、子ども
にかかわる権利とともに再確認したいと思いま
す。

「口ナ禍は収束するどころかますます猛威を
振るっています。つながらることが難しい時の「持
ち込ませない会」のニュースです。ぜひスマホから
スミまで読んでいただき、離れていてもつながっ
ている実感を味わっていただきたいです。

事務局長 池添 素

私たちは、発達への権利の保障を求めつづけます

代表 白石正久

参議院選挙の目玉政策として、自民党、公明党などの与党は「こども家庭庁」設置、「こども基本法」制定を掲げ、いずれも国会で可決成立しました。それにとまなう児童福祉法改定によって、障害乳幼児分野にも対応すべき課題が生じています。ここでは、この「こども家庭庁」「こども基本法」をめぐる議論のなかで明らかにした二つの問題についてお話しします。

先進国中最低の子ども予算

「こども家庭庁」の議論のなかで、我が国の「子どもの問題」の深刻さが与党からもさまざまに言われました。少子化傾向は深刻ですが、詳しくみれば非正規雇用の男性労働者の有配偶者率（結婚している人の割合）は30歳代の前半で22・3%、5人に1人しか結婚していません。正規雇用だと59%、ほぼ6割です。この差の原因が、非正規雇用の低賃金、不十

分な福利厚生にあることは明らかです。子どもも大変で、13・5%、7人に1人が相対的貧困域にありまます。子どもの自殺者数は増え、2020年で800人です。10代の子どもの死因の第1位が自殺です。「子どもの幸福度」を見ると、日本はOECD加盟国（38か国）中、37位です。だから「こども家庭庁」が必要なのだと与党は言うわけです。

しかし、そもそもの原因を見ないといけないのではないのでしょうか。日本の子ども教育予算はOECD加盟国中、最下位です。子ども福祉予算は下から2番目です。世界第3位の生産力をもちながら、子どものための金を出し渋るという政府の姿勢を、粘り強く変えていかなければなりません。

「子育ての責任は家庭」の押しつけ

「こども基本法」は、子どもの権利条約を批准した1994年か

ら28年も経ってやっと制定されたもので、そもそもやる気のなさを感じる経過です。そのため、この制定を歓迎する声は大きいのですが、内容が問題です。子どもの権利条約が定める子どもの生命、生存、発達、意見表明、教育・学習、障害へのケア、医療、余暇などの諸権利について、具体的に法文化していません。さらに、養育における父母等の第一義的責任を認識するよう国民に求め、「家庭での養育が困難」な場合にのみ、「家庭との同様の養育環境を確保する」と定めています。子どもの権利条約第18条は、どんな場合も保護者とその責任を果たせるように施策を講じることを締約国に求め、国の責任を明確にしているものです。ここには、子育ての責任を「家庭」に押しつけ、なかでも母親の役割とする復古的考え方が露骨に現れています。その保守勢力が、「こども庁」から「こども家庭庁」への名称変更を要求したと報じられています。

「発達」の権利保障を拒む政府

この二つの問題には、共通の背景があります。政府は、「こども基本法」や「児童福祉法」等の子

どもの法律において、「発達」をしばしば「成長」(growth)にすり替え、あるいは並列して用いています。「こども基本法」第一条(目的)の「ひとしく健やかに成長すること」、同第二条(定義)の「健やかな成長に対する支援」、同第三条(基本理念)の「成長及び発達並びにその自立」などです。「成長」あるいは「生長」は、植物のように遺伝情報が現れ出て大きくなる意味であり、「愛護」すべきものという意味です。「発達」は、developmentであり、velopは「包む」、deは否定の接頭語なので、包んでいる潜在的可能性を表に解き放つという意味があります。発達には、子どもを「権利主体」として捉える観点が伴います。政府には、発達の理念に立ち戻って、そのための条件を積極的に整えるという権利保障の姿勢が求められます。

全国障害者問題研究会の声明「日本国憲法と子どもの権利条約を遵守し、子どもの発達の権利を真に保障する基本法を」(2022年5月26日)は、以上のような問題を率直に指摘し解決を求めています。「WEB みんなのねがい」でぜひご覧ください。

2024年度「こども家庭センター」設置に向けて

副代表 近藤 直子

1 「こども家庭庁」法案の採択 にともない児童福祉法も 改定されました

前回の「持ち込ませない会ニュース」でも触れた「こども家庭庁」法案が通常国会において採択され、それにとともない児童福祉法、母子保健法の改正案も採択されました。各法の改正案は3月4日に厚生労働省ホームページにアップされたので見た方もおられると思います。児童福祉法の主な改正点は三点です。一つは「児童発達支援センター」規定、そして「こども家庭センター」の設置です。この「こども家庭センター」の設置がらみで母子保健法も改正されます。障害児の通所支援事業の当事者のみなさんにとっては、一・二が関心の的かもしれませんが、親子や保健師・保育所等にとつては三番目が重要だと思われますし、私は「こども家庭センター」設置を機に、関係者の連携のあり方を

見直すことで、自治体の仕組みを充実させることも可能になるのではないかと考えています。

2 障害児通所支援がらみの 改正点

まずは肢体不自由児を対象とした医療型児童発達支援について、すべての障害児を対象とする児童発達支援に一元化すること、そして児童発達支援規定における従来の「指導」「適応訓練」といった訓練主義の文言を「支援」に置き換えるという、6条の2の2関連の改正です。基本的な修正部分は傍線部です。

6条2の2 ② 「児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他の内閣府令で定める便宜を供与し、

又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る）を行うことをいう。」

児童発達支援の規定が、障害者権利条約3条（h）の「発達しつつある能力と同一性を保持する権利の尊重」を反映しておらず、「支援」という文言で片付けていることについては、引き続き声を上げなくてはならないでしょう。

3 児童発達支援センター規定 がらみの改正点

児童発達支援センターが地域において中核的な役割を担う機関として、発達支援と共に家族支援、地域支援として何に取り組むのかを明確化するという趣旨での第43条関連の改正です。

43条 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度な専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通

所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

従来の43条は児童発達支援事業とは異なり「施設である」として規定していましたが、今後は、医療型との統合も踏まえて、専門的な助言とはどういうことか、職員配置基準も含めて検討が必要になります。次に述べる市町村の「こども家庭センター」との連携のあり方についても自治体レベルで検討すべきだと思われます。

4 「こども家庭センター」 設置について

市町村の業務として新たに、要支援児及び家庭への包括的な支援を行う体制を第10条に追加規定し、支援の中核機関として「こども家庭センター」設置に努めること、保育所等を地域子育て相談機関に位置づけ整備することとした改正です。すべてが新しい条文です。

10条1の4 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況など

に照らし包括的な支援を必要とする」と認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

10条の2 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

そして「こども家庭センター」が具体的に取り組むことが規定されていますが重要なのは10条の2の②の二で福祉関係機関との連絡調整を行うことを規定した上で

10条の2の②の二 児童及び妊産婦の福祉ならびに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行うものが相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉ならびに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

を規定していることです。つまり、児童と保護者に関わる機関間の連



絡調整を行い、支援者を確保して、親子に必要な支援の体制を整備するということになるため、私たちが自治体に声を上げること、児童発達支援センターとの連絡や、乳児健診後からの「親子のための定期的な教室」の開催、障害が診断され契約する前の「親子療育」の開設も可能となりうるのです。もちろん、国に対し、そうした事業を可能とする予算要求はせねばなりません。

加えて、子育て負担軽減のための一時的保育事業や、「こども家庭センター」の連携先として

の地域子育て相談機関として、保育所、認定こども園、子育て支援拠点事業の整備がもたられ（10条2の③、10条3）、48条の4の②に保育所が相談・助言に努めることが明記されました。

そして母子保健法も改定され、第9条に母性又は乳児もしくは幼児の心身の健康の保持・増進に関する「相談及び支援」を行うことを新設し、従来の3章「母子健康包括支援センター」を「こども家庭センターの母子保健事業」と変更しました。母子保健から児童福祉への繋がりが充実することが期待されますが、それも自治体の体制・仕組みの課題だと言え

ます。保健・子育て支援・保育・障害児支援が運動も含めて連携を強める機会ですよね。

2024年4月施行の法改定です。従来の「子育て支援センター」業務の延長として理解する自治体もあるかと思いますが、自分たちの自治体の親子が日々を生き生きと送る上で、何を充実させるのか、どのような連携を築くことが必要なのか、学び考える一年に！

障害者問題研究 50巻2号 特集=乳幼児期の療育と発達保障 刊行！

- 障害の早期発見・早期対応、子育て支援における発達保障
／近藤 直子(特定非営利活動法人 あいち障害者センター)
- 障害児通所支援の10年と今後の課題
／中村 尚子(特定非営利活動法人 発達保障研究センター)
- 乳幼児期の子育て支援の課題と展望
／池添 素(特定非営利活動法人 福祉広場)
- 乳幼児の生活の組織化と発達保障
／白石 正久(龍谷大学名誉教授)

その他親子療育や肢体障害の重い子どもの実践、職員集団づくり報告も掲載



※ご注文は全障研出版部まで(03-5285-2601)

今後の乳幼児施策の行方は？

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会が始まる

副代表 中村 尚子

こども基本法、こども家庭庁設置、児童福祉法改正と私たちに係る法律が動き始めました。これらの動向と密接不可分な形で、7月12日、「こどもの育ちに係る基本的な指針」（『ガイドライン』）作成に向けた話し合いが始まりました。2023年3月まで、7回開催される予定です。第1回の資料から、その目的などを紹介します。

「指針」づくりの準備

こども家庭庁は、小学校就学前の子どもの成長のための環境の確保と家庭における子育て支援について政策の企画及びを立案する（いわゆる子ども施策の「司令塔」）ことになっており、その基本

となる「指針」を新たに閣議決定して「政府内の取組を主導する」役割を担います。新庁発足してすぐに「指針」が策定できるよう、その大枠を話し合うのが有識者懇談会です。

保育や子育ての内容・方法に

踏み込むのか

「主な検討課題」として事務局から4つの論点が提示されました。

①全てのこどもの健やかな育ちを保障するために

全ての就学前のこどもの育ちを保障すべく、こどもの育ちを支える全ての大人が共有すべき内容（例「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「体罰等によらない子育てのために」「子ども虐待対

応の手引き」とその手法に関する基本的な考え方について検討。

②全ての就学前教育・保育施設において共有すべき内容と手法

幼稚園、保育所、認定こども園はもとより認可外施設や障害児通所支援事業所を含む全てのこどもの育ちを支える施設において共有すべき内容、義務教育段階への円滑な接続、児童虐待の予防等や早期発見のための取組・関係機関との連携強化、家庭・地域との連携強化を含む」とその効果的手法（研修の実施、普及啓発等）を検討。

③未就園児の支援のための方策

（略）

④家庭や地域における子育て支援の充実（体罰によらない子育ての普及啓発等含む）（略）

障害児支援も視野に

14人の識者で構成され、座長は秋田喜代美（東京大学名誉教授）。子ども子育て支援制度の創設・運

営に関わる政府の委員を務めてきた専門家です。障害児に関わる関係者も目立ちます。その一人、秋山千枝子氏（あきやま子どもクリニック院長）は障害児通所支援検討会の構成員であった方で、検討会では医療的ケア児の「インクルージョン」などを報告していました。障害児の母親としてタレントの奥山（稲葉）佳恵氏、また自閉症クラスのある幼稚園で有名な武蔵野東幼稚園の加藤篤彦園長も名を連ねています。インクルージョンなどの言葉を含んだ障害児支援も視野に入れた議論が展開されるのではないかと思われまます。

次回の会合は9月。内容をチェックしましょう。

https://www.cas.go.jp/jp/sei/saku/kodomo_sodachi_yushiki/index.html

よかネットあいち編

「このままではいけないくみんで」「助けて!」と言おう!!

「愛知県 新型コロナ禍での障がいのある人の生活実態調査」

「報告集」が完成!

日本国憲法25条2項

「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなくてはならない。」

「コロナ禍」における愛知県下の障がい児者の生活実態を冊子にまとめました。2020年新型コロナが流行しだしてすぐに、いきなり当時の安倍首相が「全国一斉休校」を宣言し、みんなビクビク。その後罹患者も重症者や死者も増え、障がい者の生活の場であるグループホームや入所施設ではどうやって罹患者・濃厚接触者の生活を護るか、通所支援事業所の休所や特別支援学校や小中学校の休校によって、障がい児者と家族の生活や闘病をどうするのか不安は拡大する一方でした。

21世紀に入り、第一次安倍内

閣のもと「自助・共助・公助」

が唱えられ、公衆衛生の要である保健所が減らされ、公立病院も統廃合され、そして社会福祉における「自助努力」が強調される中でのコロナ禍。日本国憲法25条2項「国の社会的使命」がないがしろにされてきた結果、保健所業務はほぼパンク。

私たちが出した行政への質問や要望にもなかなか回答が来ず。「このままではいけない」と、障がい児者や事業所がどのような困難に遭遇したのかをリアルに把握し、行政が私たちの要望に応えられるための手掛かりを提供しようと、2022年2月11日から28日にかけて、県内の障がい児者団体にお願いをしてウェブ上で実態調査を実施しました。

244名の方が調査に添えてくださり、内27名が罹患、64名が濃厚接触者でしたが、「在宅

療養」の方が8割を占め、家庭内隔離が難しく家族全員が罹患したりヘルパー活用ができず苦しんだことがわかりました。外出制限やマスクの着用が辛かった当事者がかなりいて、それが家族のしんどさにもなっていました。

3月末にはデータ整理ができていたのですが、その後、当事者や事業所の生の声をまとめることとし、障がい児者家族と障がい当事者の体験、幼児期から成人期にわたって昼間通っている場、成人障がい者の暮らしの場の生の体験を書いていただきました。実態調査の記述部分に現れている困難が、現場の実態とからめて理解できるかと思えます。

『中日新聞』5月17日に紹介された注目の実態調査の報告集は1冊500円+送料・手数料。購入ご希望の方は、
よかネットあいち 浅野
y.asai027210@gmail.com まで。

全通連 全国大会 第25回 大分大会

2022年11月12日(土)、13日(日)

メイン会場:大分市コンパルホール 文化ホール(リアル&オンデマンド)

主な内容 **基調講演** 講演者:全通連役員『療育実践25年(仮名)』

講演内容:小規模通園・児童デイ・児童発達支援での療育実践

分科会:児童発達支援と年代毎の関係施設との連携をテーマに大懇談会

行政説明 厚生労働省 障害児支援専門官

大分県の実践報告:大分県発達障がい者支援センター五十嵐猛氏

大会 HP:<https://www.facebook.com/zenturen25oita/>

お問い合わせは 全通連事務局まで

Tel 052(782)3388 e-mail zenturen@yahoo.co.jp



声明

暴力・監禁は「療育」ではない

2022年8月1日

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会

新聞等の報道によれば、福岡市の NPO 法人が障害児の「療育」「生活改善」のためと称して、中学生が自宅で寝ているところを拘束し運営する施設に監禁したり、長時間にわたり馬乗りになるなどの暴行を行っていたことから、7月20日に理事長他1名が逮捕監禁・強要容疑で逮捕されました。捜査関係者によれば、理事長は「障害のある子どもの自立に向けた療育のためだった」という供述をしているといます。監禁も暴力も「療育」とあい入れるものではありません。

今般採択された「こども基本法」第一条では「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」「心身の状況、置かれている環境などにかかわらず、その権利の擁護が図られ」ることが明記されています。2014年我が国が批准した「障害者権利条約」第三条h項では「障害のある児童の発達しつつある能力」と「その同一性を保持する権利」の尊重がうたわれ、第七条では「最善の利益の尊重」と「意見表明の権利」が規定されています。発達支援(療育)は、これらの精神を具体化する取り組みでなければなりません。

この法人の理事長は「強度行動障害は3日間で改善できる」と宣伝していたようですが、大人の暴力で行動を変えろということは、上記の子どもの権利規定からみてまず問題です。さらに、法人が運営する障害児通所支援事業の根拠法である「児童福祉法」に照らしても、子どもの発達権を規定した第一条、意見表明を尊重する第二条とかかわって問題です。18歳未満の児童は「児童虐待防止法」二条によって、大人の暴力や暴言から護られており、監禁や暴力があってはなりません。

中学生の親が「藁にもすがる思い」で、「3日間での改善」を求めて百万円もの報酬を支払ったのも、子どもの「強度行動障害」ゆえの辛さによるものだと推察されますが、そうした家族の辛さを家族が私的契約で解決せざるをえない現実にも目を向けることが必要です。2006年以降、子どもに関する複数の法規に「子どもの育成に関する保護者の第一義的責務」が明記され、福祉的支援の利用に際しても、利用契約という形式において行政の役割が後景に押しやられてきました。「手のかかる子ども」ほど事業所から利用を断られるという実態も見聞きます。今年度末には次の「障害児福祉計画」の改正告示が予定されていますが、こうした事件が二度と起こることのないよう適切な施策を盛り込むことを国に要請します。

「発達保障のための相談活動」を広げる学習講演会

▼ZOOM オンライン▼

地域療育のこれからと 児童発達支援センターの役割

改正された児童福祉法を視野に入れた学習会です。
どこに生まれても健やかな育ちが保障される地域を――
このねがいを実現するため重ねられてきた実践に学び、
これからの課題を語りあいましょう。

開催日時

2022年8月28日(日) 13:00～16:00

◇療育の課題を共有する ―「障害者問題研究」第50巻2号から学ぶ
白石 正久さん 龍谷大学名誉教授

◇地域の子どもたちの育ちを
支援する役割のこれまでとこれから
吉田 文子さん 東久留米市児童発達支援センターわかさ学園発達相談室

◇堺市の医療的ケア児を取り巻く現状と
センターに求められていること
篠原 純代さん 堺市社会福祉事業団

◇意見交流(各地から)

申し込みはこちらから



<https://form.run/@npocenter0828>

*申し込み後、自動返信メールがすぐに戻ってこない場合は
発達保障センターまでご連絡ください。

参加費 1,500円

*学習会終了後に送金のご案内をいたします。

申し込み期間

7/15日(金)～8/24(水)17:00まで

参加方法 ZOOM ミーティング

8/25(木)参加URLをお送りします。

障害者問題研究 第50巻2号

特集 乳幼児期の療育と発達保障 今夏発刊!

近藤直子 障害の早期発見・早期対応、
子育て支援における発達保障

中村尚子 障害児通所支援の10年と今度の課題

池添 素 乳幼児期の子育て支援の課題と展望

白石正久 乳幼児の生活の組織化と発達保障

定価2,750円 *ご注文は全障研出版部まで

主催 NPO 法人 発達保障研究センター

〒169-0051 新宿区西早稲田 2-15-10 西早稲田関口ビル全障研気付 発達保障研究センター

＜お問合せ＞ 電話番号 080-4332-2601 メールアドレス npocenter@nginet.or.jp

電話受付は9:00～17:00(土日休除く) *ただし、8/13～8/16は閉休業

